



URL <http://nichibou.main.jp/> 日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号
 電話 03-3813-9650 (代) FAX 03-3813-9460
 事務連絡メール nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp 営業連絡メール nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

6 月度理事会の概要 1～4

情 報

- ◎ 特例省令による経過措置の終了に関するチラシ
 一般社団法人日本消火器工業会 5
- ◎ 職場の「熱中症」を防ごう！
 東京労働局 労働基準部 健康課 6
- ◎ 熱中症を防ぐには
 東京労働局 労働基準部 健康課 7

事務局だより

- ・ 組合員情報 8
- ・ 共済制度について 8
- ・ 注文は今後も FAX で 8

6 月 度 理 事 会 概 要

開催日時： 令和元年6月20日（木）15時00分～17時00分
開催場所： 箱根湯本 ホテル 「河鹿荘」 会議室
神奈川県足柄下郡箱根町湯本688

理事総数： 9人

出席理事数： 8人

（1） 理 事 長 挨拶

定刻になりましたので令和元年6月度の理事会を始めたいと思います。令和になり始めての移動理事会でございます。皆様よろしくお願ひします。

（2） 業 務 報 告

① 事務局運営・渉外

5月28日（火）

令和元年5月28日に一般社団法人日本火災報知機工業会の「功労者表彰式」が開催され、日本防災設備協同組合より、理事の永井龍馬氏が表彰された。

② 広報

6月10日 「防災組合ニュース」 486号 発行

③ 教育

CADの実務体験講習会を、7～9月の間に開催を予定する。

④ 福利厚生・企画

9月19日（木）に屋形船を予定している。早めではあるが、屋形船懇親会の案内を7月の初旬に出す。

⑤ 財務・共同購買

協同購買は昨年同期と比較すると良くはなっている、この数字を維持できるよう気を引き締めて行く。

財務については一部の経費の見直し、購買時の価格交渉を継続して行く。

⑥ 研究開発部会

防排煙設備点検技術士講習の会議内容についてより詳細に次回の会議より報告する。

⑦ 青年部

6月21日（金）青年部総会を文京区民センターにて15時より開催する。

⑧ 支部運営促進

正副支部長・理事合同会議を例年通り屋形船と同日開催で実施する予定、午後1時より正副支部長・理事合同会議を開催、会議終了後、「屋形船懇親会」の予定。

⑨ その他の事業について

「丸大の夏ギフト」のチラシを配布した。

(3) 議案の審議

1号議案

支部会について

7月の中旬に支部会案内を出し、9月9日までに各支部の支部会を実施していただき、正副支部長・理事合同会議にてまとめができるようにしていきたい。

2号議案

共同購買の品目について

共同購買の新たな品目として、組合独自の組み合わせの防災セットのチラシを6月21日に配布する。

以上をもって議案（全部）の審議を終了したので、議長より閉会を告げ散会した。

次回理事会予定 令和元年7月18日（木）
文京区民センター3階D会議室

令和元年6月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
5月27日 (月)	第52回通常総会	東京ガーデンパレス 高千穂の間
5月28日 (火)	(一社) 日本火災報知機工業会 上野東天紅	・・・ 祝賀会・懇親会 広江理事長 出席
5月30日 (木)	業務決裁	・・・ 広江理事長 (会社にて)
5月31日 (金)	(一社) 全国消防機器協会 明治記念館	・・・ 総会懇親会 広江理事長 出席
6月 4日 (火)	東京都中小企業中央会	竹田主査 ・・・ 来局 第52回通常総会・決算書の件
6月 6日 (木)	三井住友海上火災保険株式会社	岡本氏 ・・・ 来局 打合せ
6月10日 (月)	業務決裁	・・・ 広江理事長 (会社にて)
6月11日 (火)	経営診断	・・・ 小出会計 副所長
6月12日 (水)	法務局	・・・ 第52回総会資料提出
6月17日 (月)	昭和シェル石油株式会社	電力販売部 森氏 ・・・ 来局 打合せ
6月18日 (火)	リコーソリューションズ東京株式会社 株式会社システムズナカシマ	池森マネージャー・ 岸本グループリーダー 来局 ・・・ 打合せ

令和元年6月吉日

各位

東京都台東区蔵前 3-15-7
一般社団法人 日本消火器工業会
会長 遠山 榮一

特例省令による経過措置の終了に関するチラシ送付のご案内

謹 啓

時下ますますご清祥の段、お慶びを申し上げますとともに、
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび当工業会で特例省令^{※1}による経過措置の終了について、ご理解を深めていただくためのチラシを作成いたしましたので、送付させていただきます。

平成23年（2011年）の規格省令^{※2}改正に伴う特例省令による経過措置として、法令義務により設置されている旧型式消火器を継続して設置できる期限が令和3年（2021年）12月31日までと定められており、その期限が迫っていることにつきまして、当工業会のホームページ上でも周知してきたく所です。

この特例省令による経過措置の終了に関するチラシは、防火対象物関係者の皆様に対して、特例省令による経過措置として旧型式消火器を継続して設置できる期限と簡単な見分け方を広く周知し、期限内での交換を促すものです。

なお、全ての消火器を対象としたものではなく、法令義務により防火対象物に設置されている消火器のみを対象としており、一般家庭等に任意に設置されているものについては、交換の義務はないものであることにご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

貴所におかれましてご活用いただければ幸いに存じます。

敬 具

※1 特例省令・・・消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（平成22年総務省令第112号）

※2 規格省令・・・消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）

本件についてのお問い合わせ先
一般社団法人日本消火器工業会
事務局（担当：和田）

TEL：03-3866-6258
FAX：03-3864-5265

旧規格消火器は 2021年12月31日 までに交換が必要です。



適応火災のマークが
「文字表示」の消火器は、
新規格消火器に2021年12月31日
までに交換してください！



適応火災の表示が「文字表示」の2010年製以前の消火器を設置できるのは2021年12月31日までです。
2022年1月1日以降は消火器として認められなくなりますので、交換・リサイクルをお願いします。

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

2011年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、旧規格の消火器は2021年12月31日を過ぎると消火器として認められなくなりますので、早めの交換をお願いします。

適応火災マークを 確認してください！



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



適応火災のマーク



普通火災用

油火災用

電気火災用

消火器の設計標準使用期限はおおむね 10 年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

消火器のリサイクルにご協力ください

- 回収された消火器は、解体され各部材はリサイクルされています。
- 当社では、消火器を適正に分別処理し97%以上がリサイクルされています。
- ご不用になった消火器を処分される場合は、お近くの販売店または製造元(ラベルに記載の電話番号)にお問い合わせください。

製造年	年
製造番号	
設計標準使用期限	2021 年まで

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化によるけが等の事故に至るおそれがあります。

ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。



廃棄窓口はスマホで検索



一般社団法人 日本消火器工業会

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-7

TEL : 03-3866-6258

FAX : 03-3864-5265

www.jfema.or.jp



職場の「熱中症」を防ごう!

作業前

管理者等による
体調確認!!

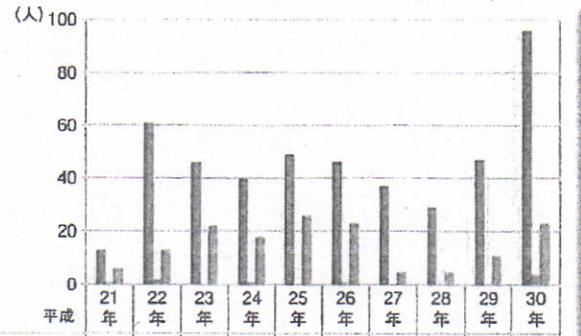
作業中



平成30年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上の労働災害は96人、そのうち死亡者が4人（平成31年1月28日現在の速報値）で、記録的な猛暑のため前年に比べ大幅に増加しました。熱中症による休業4日以上の業種別死傷者は、建設業が約24%を占め、そのほか警備業、陸上貨物運送事業など幅広い業種で発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょう。

熱中症発生状況
(東京労働局管内)



平成	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
全産業の死傷者数	13	61	46	40	49	46	37	29	47	96
全産業の死亡者数	1	2	0	1	0	1	0	0	0	4
建設業の死傷者数	6	13	22	18	26	23	5	5	11	23

平成30年に発生した熱中症の発生事例 (東京)

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業日数等
7月11時	清掃・畜業	公園の維持管理作業で、藤棚の刈り込みを行っていたところ体調が悪化し、体を氷で冷やしたが回復せず、救急車で病院へ運ばれた。	28.8℃ (30.8℃)	12日
7月12時	警備業	線路上の電気設備工事現場で、列車の見張り警備業務の休憩時間中に体調不良となり、応急処置後搬送先の病院で死亡した。	33.2℃ (33.8℃)	死亡
7月14時	貨物自動車運送業	集荷配達中、体がしびれトラックの運転が困難となり救急搬送された。	31.8℃ (31.8℃)	4日
8月15時	建築工事業	鉄筋コンクリート造新築工事現場で、直射日光を浴びながら鉄筋組立て作業を行っていたところ、手足のしびれ、大量発汗等の症状が現れたため、病院へ運ばれた。	34.1℃ (36.5℃)	4日

(参考) 気温は、東京管区気象台(千代田区大手町)の値です。

熱中症とは 熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症を発症した可能性があります。

I度	めまい・失神 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	重症度 小 ↓ 大
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなど。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	
III度	意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつけがある、まっすぐ歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感触があります。従来「熱射病」などと言われていたものが相当します。	



熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場所などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- 日よけや通風をよくするための設備（スポットクーラー等）を設置し、作業中適宜散水する。
（通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度上昇に注意する。）
- 水分や塩分を補給するためのものや身体を適度に冷やすことができる氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどを備付け、摂取・使用状況を確認する。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。
- 作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、JIS規格「JIS B7922」に適合した暑さ指数計によりWBGT測定を行う。

WBGTとは、気温に加え、湿度、風速、輻射熱を考慮した総合的な値を意味し気温と同じく「℃」で表されます。

暑熱環境のリスクを評価する場合には、この「WBGT」の活用が、基本的暑熱諸要素を総合している有効な手段と考えられています。

WBGT値の活用については、平成17年7月29日付け基安発第0729001号通達「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」により示されています。



2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。
- 作業服は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。

3 健康管理

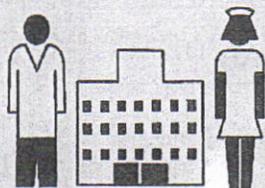
- 健康診断結果などにより労働者の健康状況をあらかじめ把握しておく。また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に注意する。
- 労働者の健康状況等の確認を行うため、作業前に体調確認を行うとともに作業中は巡視を頻繁に行う。
- 朝食摂取、前日の飲酒量の確認を行う。

4 労働衛生教育

- 労働者が高温多湿場所で作業する場合、作業管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状②熱中症の予防方法③緊急時の処置④熱中症の事例についての労働衛生教育を行う。

救急措置

少しでも異常が見られたら次の応急処置を行うとともに、呼びかけに対する返事がおかしい等意識障害がある、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には直ちに医療機関へ搬送してください。



- ◆ 暑い現場から涼しい日陰、または冷房が効いている部屋などに移す。
- ◆ 水分と塩分を取らせる。
- ◆ 衣類をゆるめて（場合によっては脱がせて）、体から熱への放散を助ける。
- ◆ うちわ、扇風機の風に当て、氷のう等で首、脇の下、足の付け根を冷やす。

以上のことで、不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問い合わせください。

事務局だより

◎組合員情報

新規加入 株式会社イワナガ 代表取締役 栗山 修
住所 〒111-0042
東京都台東区寿3丁目11番4号
電話 03-3841-8974
FAX 03-3841-8588

(敬称略)

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携
しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・
受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携
しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます
입니다。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、
ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。